



島根県報

平成26年2月28日（金）

第2,575号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	2
公有水面埋立ての竣功認可（2件）	（港湾空港課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の一部廃止	（砂防課）	4

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポストに係る通信多重化ユニット改修業務に係る随意契約の相手方等	（原子力安全対策課）	4
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下水道推進課）	4
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	5
島根県立浜田水産高等学校寄宿舎一式に係る一般競争入札の落札者等	（教育施設課）	8
島根県立隠岐水産高等学校寄宿舎一式に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	8
島根県警察本部庁舎外1施設で使用する電気供給に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	9

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	（警察本部）	11
雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（ 〃 ）	14
警備業務に係る検定合格者審査の実施	（ 〃 ）	16

告 示**島根県告示第104号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年 2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア西日本	特定施設入居者生活介護	シニアコート平田町	出雲市平田町7430	平成26年 3月18日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

島根県告示第105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
雲南北地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第106号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成26年 2月20日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町大字中町字目貫の四61番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D. L. +0.424メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 金峯山三等三角点（北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691）から288度25分07秒、1,113.834メートルの地点

②の地点 ①の地点から198度26分43秒、40.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から288度30分41秒、35.26メートルの地点

④の地点 ③の地点から18度37分40秒、0.09メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から18度19分04秒、39.91メートルの地点

(3) 面積

1,412.04平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成20年3月27日 指令港第537号

5 縦覧場所

隠岐の島町役場

島根県告示第107号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成26年2月20日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町大字中町字目貫の四61番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成15年の秋分の満潮位（D. L. +0.534メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 金峯山三等三角点（北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691）から295度54分05秒、1,158.77メートルの地点

②の地点 ①の地点から122度17分22秒、4.25メートルの地点

③の地点 ②の地点から125度45分19秒、32.48メートルの地点

④の地点 ③の地点から198度26分44秒、140.21メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から288度30分41秒、35.35メートルの地点

(3) 面積

5,132.00平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成16年10月15日 指令港第479号

5 縦覧場所

隠岐の島町役場

島根県告示第108号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域として指定した次に掲げる土地の指定を廃止するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 2 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

奥谷

2 土地の表示

昭和55年島根県告示第247号で指定した土地の区域のうち、標柱9号から13号までを順次に結んだ線及び標柱13号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約により契約相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 2 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 随意契約に係る役務の名称

可搬型モニタリングポストに係る通信多重化ユニット改修業務

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の契約相手方を決定した日

平成26年 2 月 6 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社中国支社 支社長 猫沖 誠一 広島県広島市中区銀山町14番18号

5 随意契約に係る契約金額

29,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

平成26年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,100トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化による処分業務

(4) 委託期間

平成26年5月1日から平成27年3月31日まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成26年5月1日から平成27年2月28日までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格審査申請書を、平成26年3月20日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 単独または共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

- エ 次のいずれかの要件を満たしている者であること。
- (7) 単独又は共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の炭化製品化業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。
- (4) 島根県が行った宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の炭化製品化モデル事業の受託実績があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、島根県の指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。
- イ 構成員が(1)のイ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬業務を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。
- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち炭化製品化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成26年2月28日から平成26年3月20日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成26年2月28日から平成26年3月20日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成26年4月24日 午後2時（郵便による提出にあつては、平成26年4月24日正午必着のこと。）

イ 場所

平成26年4月24日正午までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成26年4月24日 午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第2会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Carbonized Biosorid

(2) Date and Time for Bidding : April 24th, 2014, 2:00 p.m. (Mail must arrive by the noon of April 24th, 2014 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 2月28日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

- 1 物品等の名称及び数量
島根県立浜田水産高等学校寄宿舎 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月 4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81-10
- 5 落札の金額
61,344,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年12月24日

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 2月28日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

- 1 物品等の名称及び数量
島根県立隠岐水産高等学校寄宿舎 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
 - 3 落札者を決定した日
平成26年 2月 4日
 - 4 落札者の氏名及び住所
株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81-10
 - 5 落札の金額
134,676,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例公告を行った日
平成25年12月24日
-

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年2月28日

島根県警察本部長 福田 正 信

1 入札に対する事項

(1) 調達件名及び数量

島根県警察本部庁舎外1施設で使用する電気供給

ア 島根県警察本部庁舎の年間予定使用電力量 2,143,200キロワット時

イ 島根県運転免許センターの年間予定使用電力量 440,000キロワット時

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成26年6月1日から平成27年5月31日まで

(4) 供給場所

ア 島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部庁舎

イ 島根県松江市打出町250-1 島根県運転免許センター

(5) 入札方法

ア 入札金額は、島根県警察本部が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に応じて、それぞれに基本料金及び電力量料金の単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を乗じて算出した1年間の総合計金額（以下「総価」という。）を記載すること。

なお、記載する各単価にあっては、各者が設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載すること（小数点以下を含むことができる。）。ただし、総価を算出をする際に、それぞれの月ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 落札者の決定は総価の最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。

(5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

(8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への

省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たすこと。

(9) 供給を開始する日から、確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成26年2月28日から同年4月8日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成26年4月17日 午後2時（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成26年4月17日 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成26年4月9日正午までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定及び長期継続契約に係る入札保証金の取扱いについて（平成17年6月1日会第110号出納局会計課長通知）により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し12を乗じて得た額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定及び長期継続契約に係る入札保証金の取り扱いについてにより、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、1の(1)で示す予定使用電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

なお、平成26年度予算が議会において議決されないときは、入札は行わない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter for tender :

a Electric power for the Shimane prefectural police headquarters building.

Estimated amount of electric power to be used 2,143,200 kWh

b Electric power for the Shimane Driver's License Center building.

Estimated amount of electric power to be used 440,000 kWh

(2) Bid tendering Date : April 17, 2014, 2 : 00 P.M.

(It is necessary to reach for mail by noon April 17, 2014)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成26年 2月28日

島根県公安委員会委員長 上代義郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1 級	学科試験	平成26年 6月 5日（木）午前 9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成26年 7月26日（土）午前 8時30分から午後 5時まで	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	平成26年 6月 5日（木）午前 9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成26年 7月12日（土）午前 8時30分から午後 5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成26年 5月12日（月）から同月16日（金）までの午前 8時30分から午後 5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地为管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務 1 級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

(4) 添付書類

a 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地为疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

d 4 の(1)の ア に該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)の ア に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4 の(1)の イ に該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

イ 空港保安警備業務 2 級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

(4) 添付書類

a 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地为疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 検定手数料

16,000 円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

島根県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」とする。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成26年 2月28日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務 1 級	学科試験	平成26年 7月 9日（水）午前 9時30分から正午まで	30人程度
	実技試験	平成26年 8月27日（水）午前 8時30分から午後 5時まで	
雑踏警備業務 2 級	学科試験	平成26年 7月 9日（水）午前 9時30分から正午まで	30人程度
	実技試験	平成26年 8月 6日（水）午前 8時30分から午後 5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。

	○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
--	---------------------------------------------

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成26年5月12日（月）から同月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安

全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第22号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成26年 2 月 28 日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2 級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1 級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2 級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務 2 級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

平成26年7月9日（水）午前9時から正午まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各20人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

平成26年5月12日（月）から同月16日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(イ) 旧規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(ウ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(エ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(オ) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(イ) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(ウ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(ア) 住所を管轄する警察署

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

7 その他

- (1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。